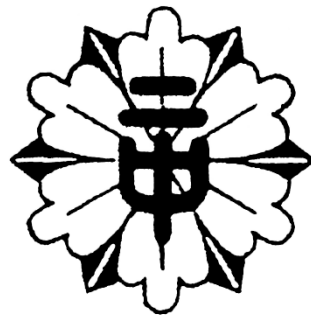


# 牛込第二中学校P T A規約

2020年度改定版

各自ご家庭で保管してください



## 校章の由来

本校の校章は、雪の結晶にペンを配したものである。蛍雪の功を積んで新しい文化を創造する力を磨く生徒、純真な心で人権尊重・平和愛好の精神の陶冶に努める生徒の育成を象徴したものである。

牛込第二中学校のP T A活動について理解を深め、合理的かつ効果的な運営にお役立ていただければ幸いです。

## 第1章 名 称

第 1 条 本会は新宿区立牛込第二中学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

## 第2章 目 的

第 2 条 本会は会員の教養の向上につとめるとともに、本校教育の振興と生徒の福祉の増進をはかり、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

## 第3章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的自主的団体として活動する。

1. 本会は政党・宗派に利用されることなく、また営利を目的とする行為をしない。
2. 本会は学校の経営や人事に干渉しない。

## 第4章 活 動

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の教養の向上に関する活動。
2. 家庭教育、学校教育および社会教育の振興に関する活動。
3. 生徒の福祉の増進に関する活動。
4. 会員の親睦に関する活動。
5. その他本会の目的達成に必要な活動。

## 第5章 組 織

第 5 条 会員は本校に在籍する生徒の保護者、および本校の教職員（以下教員という）とする。

第 6 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 ・ ・ ・ ・ 1名（父母）
2. 副 会 長 ・ ・ ・ ・ 3～4名（父母） 副校長
3. 書 記 ・ ・ ・ ・ 3～4名（父母） 教員1名
4. 会 計 ・ ・ ・ ・ 3～4名（父母） 教員1名

第 7 条 本会は、次の各委員会をおき、下記のように構成する。

1. 運営委員会  
本委員会は、役員、各委員会、各学年学級代表委員、校長、副校長によって構成する。
2. 各委員会は、それぞれ各学級から選出された委員と若干名の教員で組織する。
3. 各委員会に、連絡担当者と書記を各学年1名程度おく事とする。

## 第6章 役 員

第 8 条 役員を選任は次の通りとする。

1. 役員は役員候補者推薦委員会が候補者をあげ、これを年度初めの総会で決定する。  
役員候補者推薦委員会の構成および運営については、別に定める規定による。
2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 役員の交代は、年度初めの総会とする。
4. 役員に欠員を生じたときは直ちに補充する。その任期は、前任者の残存期間とする。

第 9 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、役員会、運営委員会を招集して、これを主宰する。
2. 会長は各委員会の正副委員長ならびに委員を、役員会の承認を得て委嘱する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
4. 書記は総会、役員会、運営委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
5. 会計は本会の金銭収支をつかさどり、その記録を正確にし、監査を経た収支の決算を、年度初めに総会に報告する。
6. 校長、副校長は、総ての会に出席して、学校経営の立場から意見を述べるができる。

## 第7章 会 議

第10条 本会の会議を分けて、次の8種とする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 専門委員会
5. 学年委員会
6. 役員候補推薦委員会
7. 会計監査会
8. 臨時委員会

第11条 総会は本会の最高議決機関で、これを定期総会と臨時総会とに分ける。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。

1. 定期総会は毎年5月末日までに開き、会務の報告、役員を選出、前年度決算の承認、新年度活動計画および予算案、その他重要事項について審議する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または全会員の5分の1以上の要求があったとき、開くことができる。
3. 総会は委任状を含め会員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の多数決による。可否同数の場合は議長が決する。
4. 尚、出席者が5分の1以下の場合、委任状を出席者とみなすこととする。
5. 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員数の三分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。なお、可否同数のときは、否決とする。
6. 総会の議長は出席者の中から選出し、中立な立場として議事進行を行う。また、書面総会での議長の選出は不要とする。

第12条 役員会は必要に応じて会長がこれを召集し、本会の重要事項についての審議ならびに運営委員会に提出する議題の調整等を行う。

第13条 運営委員会は、会長がこれを召集し、その任務は次の通りとする。

1. 会の決定にもとづいて、本会の運営にあたる。
2. 各委員会によって立案された活動計画について審議決定する。
3. 必要あるとき、臨時委員会を設けることができる。
4. 総会に提出する報告書ならびに審議書を作成する。

第14条 各専門委員会は、それぞれの委員長がこれを召集し、次の各事業を行う。

1. 広報委員会 会報を発行して、PTAの活動を広く全員に知らせる。
2. 校外生活委員会 地域の教育環境の向上につとめ、生徒の校外生活の補導に協力する。

第15条 学年委員会は、学年委員長がこれを召集し、次の事業を行う。

1. 学年・学級の教育活動に協力し、そのための集会などの企画や運営を掌る。
2. 学年・学級のPTA活動の向上と、慶弔・親睦をはかる。

第16条 役員候補推薦委員会並びに会計監査会については、別の規定によって定める。

第17条 臨時役員会は、特定の目的を遂行するため、運営委員会が必要と認めるときに設けるものとする。

第18条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また委員に欠員を生じたときは補充し、その任期は、前任者の残存期間とする。

## 第8章 会 計

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第20条 本会の会員は、総会で決定した会費（または臨時費）を負担するものとする。

第21条 本会の会計は予算にもとづいて執行する。予算案は運営委員会で作成し、年度初めの総会で議決する。

第22条 本会の会計決算は、監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第9章 付 則

第24条 本会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は会長経験者の中から、総会出席者及び委任状提出者承認を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は会長のもとめに応じて意見を述べることができる。

3. 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

第 25 条 規約は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができる。

第 26 条 本会の運営に必要な細則および内規は、別に運営委員会で決定する。

第 27 条 本規約は、2020 年度から施行する。

### 役員候補者、会計監査推薦委員会規定

第 1 条 役員候補者、会計監査推薦委員会（以下推薦委員会という。）その委員の選出方法は次の通りとする。

1. 各学級から数名選出する。
2. 運営委員会の父母から 1 名選出する。
3. 教員から 1 名選出する。

第 2 条 推薦委員会は互選により正副委員長（父母）を選出する。

第 3 条 推薦委員会は、役員並びに会計監査の候補者を推薦し、その交渉にあたる。

第 4 条 推薦委員は、自薦することができ、役員候補者の推薦もうけることができる。

第 5 条 推薦委員会は非公開として、候補者が内定したら、運営委員会に報告する。

第 6 条 推薦委員会は、総会で承認を得たら、自動的に解散する。

第 7 条 推薦委員は、次期役員候補者を選出するにあたり、現本部役員と関与しない事とする。

1. なお、決定期日までに次年度本部役員が決定しない場合において、本部役員の間与を認める事とする。
2. 推薦委員の決定期日として、2 学期終了日前日とする。

### 【PTA 慶弔内規】

1. 牛込二中 P T A の慶弔関係の支出については、次のとおり取り扱うものとする。

- |                           |      |          |
|---------------------------|------|----------|
| (1) 会員又は在校生徒が死亡したとき       | 弔慰金  | 10,000円  |
| (2) 教員の家族(親・配偶者・子)が死亡したとき | 弔慰金  | 5,000円   |
| (3) 教員が転任・退職したとき          | 記念品代 | 1,000円相当 |

2. 1. に定めるほか、会員・在校生徒・職員（事務職員・主事）についての慶弔の取扱いは、役員会でそのつど審議し、決定する。

3. この内規は、2019 年度から実施する。